

資料 4

現在の法人化案に対して有識者懇談会等においてこれまで表明してきた意見

- 日本学術会議の使命・目的に適った組織形態を検討する場合には、5要件を充たしていることに加え、組織変更に伴う行政コストも考慮しつつ、最も有効かつ効率的な案を選択すべきである。この観点から見ると、現在示されている法人化案は、現行制度と比較して学術会議がより良い役割を発揮しうる案となっているとはいえ、組織の移行に伴う行政コストが大きいだけでなく、逆に柔軟な組織運営等を妨げる可能性があるため、適切な組織形態とはいえない。
- 組織形態に係るコンセプトに示されている事項のうち、第1に、「独立性の制度的担保の徹底」については、「法人化＝独立性の強化」を意味するわけではないことは、かねてより指摘しているところである。会員の職権行使の独立性、規則制定権の保障、独立の事務局の設置等、独立性の内容として想定しうる基本的要素は、現行制度が示すとおり、法人化しなくても確保可能であり、法人化の必要性は認められない。しかも、例えば、会長の選任方法について「適切なプロセス」という記述が盛り込まれているが、現在、会長の選任は選挙により厳正に行われており、政府案の内容如何によっては、独立性を減じる可能性も否定できない。
- 第2に、「柔軟で自律的な組織運営の拡大」にとって最も重要なことは、時宜に応じた迅速な対応を可能にし、自律性を尊重するために、組織運営に関する法定事項を必要最小限にとどめ、規則制定権の範囲を拡大することであると考えられる。これに対し、現在の案は、評価委員会（仮称）の設置等についても法定し、現在よりも規則制定権の範囲を狭めるものであり、政府のいう法人化の目的と整合しない。また、運営助言委員会（仮称）等の役割如何によっては、組織および運営手続に屋上屋を重ねることとなり、効率的かつ迅速な組織運営を妨げる可能性がある。
- 第3に、「会員構成の多様化」と「運営の透明化」については、法人化せずとも会員構成の多様化は可能である。また、運営の透明化は、情報公開等、多様な手法によって推進すべき／しうるものであり、会員構成の多様化とは直結しない。外国人会員についても、外国人専門家が会員として参画しなければならない積極的理由が見いだせない。第一線の外国人専門家の意見を聴くという趣旨であれば、限られた数・分野の外国人会員制度の導入よりも、国際活動の強化により、直接国際的な場で議論を交わす機会を増やす方が有効である。また、顕彰という趣旨であれば、すでに日本学術会議には荣誉会員制度があり、学士院には客員会員という制度がある。さらに、現状においても、小委員会には外国人が参画可能であり、国際アドバイザーボードについても、現在、新設を検討中である。な

お、仮に外国籍を有するものを会員とする必要があるとしても、かつての「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」と同様の定めを日本学術会議法に置けば足りる。

- 第4に、「国民，社会，行政以外の関係機関との対話・連携の可能性の拡大」については、日本学術会議だけではなく、行政機関一般に求められることであり、法人化しなければできない要素があるとは認められない。
- 第5に、「安定した財政基盤の確保」は、日本学術会議のより良い役割発揮のために不可欠の要素である。日本学術会議は、科学的助言等を行う審議機関であり、研究・教育機関ではない。それ故、研究・教育の対価として収入を得ることは困難であり、その公益的機能に鑑みて、国費により財源が賄われてきた。現在の法人化案では、「財政基盤の多様化に努める」旨が盛り込まれているが、日本学術会議の活動の中立性を確保しつつ、どのような手法（例えば、基金）により、どのようなセクターから資金を得ることが想定されているのかが示されておらず、具体性・現実性に欠ける。現在の法人化案に示されている博士号取得者等の採用、事務局機能の強化等は、財源があれば可能である反面、財源が確保できなければ画餅にすぎない。
- 以上のような組織・運営に関わる事項に加え、日本学術会議の機能として最も重視されるべき科学的助言についても、政府への「勧告」という現行の文言に代えて「助言／勧告」が併記されているが、勧告の検討、検討結果の公表等を義務付けない限り、助言機能が減じられる可能性があり、法人化が実質的な機能強化につながるかどうか疑わしい。
- 現在、日本学術会議が審議すべき重要な社会課題が山積する中、法人化を具体化するための行政コストは膨大なものになり、本来果たすべき目的・使命の実現に大きな支障を及ぼすことが予想される。